

平成29年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)
説明会

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
平成29年4月

目次

1. 概要
2. 公募要領
 - I. 補助金の目的及び内容
 - II. 事業の実施
 - III. 応募方法
3. 応募に必要な様式一式
 - I. 第1号事業
 - II. 第2号事業

目次

1. 概要
2. 公募要領
 - I. 補助金の目的及び内容
 - II. 事業の実施
 - III. 応募方法
3. 応募に必要な様式一式
 - I. 第1号事業
 - II. 第2号事業

第五次環境基本計画の策定について（概要）

環境基本計画について

- ・環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画。
- ・これまで、1994年(一次)、2000年(二次)、2006年(三次)、2012年(四次)に策定。
毎年、計画に基づく施策の進捗状況に関する点検を行っている。直近では2016年に実施し、11月に閣議に報告。
- ・国際面、国内面の社会経済や環境問題の状況の変化を踏まえ、中央環境審議会での議論を経て第四次計画の見直しを実施。

国際情勢の変化

- ・国連が「持続可能な開発目標」(SDGs)を含む「2030アジェンダ」を採択(2015年9月)
- ・COP21で「**パリ協定**」が採択(2015年12月)、発効(2016年11月)
- ・**人口増大、都市への人口集中**により環境問題が深刻化

国内情勢の変化

- ・人口減少・高齢化、都市へ人口集中→**地方の衰退**
- ・地方の衰退により耕作放棄地の拡大、森林管理の担い手不足の深刻化、急速な地球温暖化→**自然災害による被害拡大**の要因
- ・IoT(モノのインターネット)、AI(人工知能)等の急速な普及に伴い、**従来の大量生産・消費・廃棄型の社会経済構造が転換**する可能性

第四次計画策定後の各分野の進展

- ・地球温暖化対策計画(2016年)
- ・長期低炭素ビジョン(2017年3月 予定)
- ・循環型社会形成推進基本計画(2013年)
- ・生物多様性国家戦略(2012年) など

第四次計画の成果と課題

- 全体として**取組は概ね進捗**したが、以下の課題が存在。
- ・環境・経済・社会の統合的向上の**具体的道筋が不明確**
 - ・**各分野の計画と環境基本計画との関係**が不明確

第五次環境基本計画の策定

第五次計画の基本的考え方(案)

- (1) 国際・国内情勢等に的確に対応したビジョンづくり
普遍的な理念は維持した上で、**国際情勢の変化を的確に捉え、それを踏まえた国内対策**の発展を促す**ビジョン**を提示
- (2) SDGsの考え方の反映
複数の目標の統合的な解決を特徴の1つとするSDGsの理念に則して環境基本計画を見直し。計画に基づく施策の幅を広げることにより、**現実の課題解決に向けSDGsをどのように活用するか**を示す
- (3) 環境・経済・社会の統合的向上等に向けた取組の具体化
環境政策を推進力として**社会・経済の課題を「同時解決」**。技術だけでなく**社会・経済システムのイノベーション**を達成。2014年の中環審意見具申の内容も踏まえ、例えば**地方に着目し、マルチベネフィット**の絵姿を積極的に提示
- (4) 個別分野の行政計画を踏まえた重点分野の設定
分野横断的な課題への対応を重点的に記載

今後のスケジュール(予定)

- | | |
|------------|------------------|
| 2017年2月28日 | 中央環境審議会に諮問 |
| 2017年8～9月 | 中間とりまとめ |
| 2018年3～4月 | 中央環境審議会より答申・閣議決定 |

地球温暖化対策計画

我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画（**平成28年5月13日閣議決定**）

地球温暖化対策計画のポイント (2030年度の温室効果ガス削減目標【中期】)

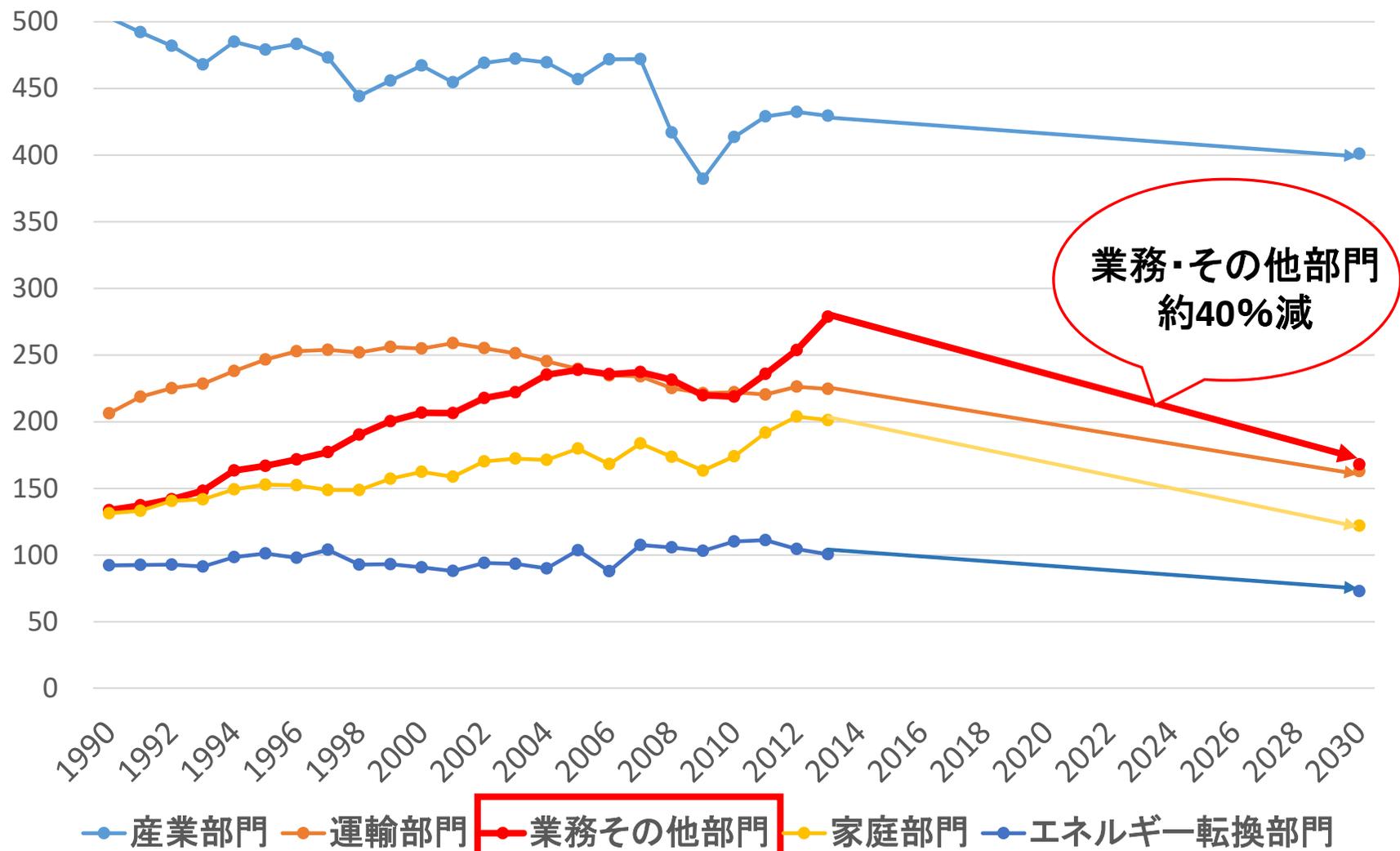
- 国内の排出削減・吸収量の確保により、**2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）**の水準（約10億4,200万t-CO₂）にする。
- エネルギーミックスと統合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標。

◆2030年度の温室効果ガス削減目標

	2013年度比（2005年度比）	
エネルギー起源CO ₂	▲21.9%	（20.9%）
その他温室効果ガス （非エネルギー起源CO ₂ 、 メタン、一酸化二窒素、 HFC等4ガス）	▲1.5%	（▲1.8%）
吸収源対策	▲2.6%	（▲2.6%）
温室効果ガス削減量	▲26.0%	（▲25.4%）

**「地球温暖化対策計画」を実現するには、
「業務その他部門」において2030年度に2013年度比で約40%減が必要**

〈部門別：エネルギー起源CO₂排出量〉



環境省作成「地球温暖化対策の推進に関する法律」の平成28年改正趣旨及び「地球温暖化対策計画」の内容について」資料より抜粋

事業概要 1/3

背景・目的

- 「地球温暖化対策計画」においては、温室効果ガス総排出量を2030年度に2013年度比で26.0%削減するとの中期目標が掲げられ、このうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、約40%減が目標とされており、全部門で最も厳しいものとなっている。
- その達成方策の一つである「地方公共団体の率先的取組と国による促進」として、地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「地方公共団体実行計画事務事業編（以下「事務事業編」という。）」を策定し、PDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めるとしているものの、現行の事務事業編において、上記のような高い目標が掲げられている例は少ない。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、取組の企画・実行・評価・改善（以下「カーボン・マネジメント」という。）を組織を挙げて不断に実施するよう促す必要がある。

事業概要 2/3

事業概要

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業（第1号事業）
地球温暖化対策計画を踏まえた事務事業編の改定等、事務事業編に基づく取組の大幅な強化・拡充、及びカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討（施設の管理・運転状況の確認、省エネ診断、ESCOの設計等）に係る費用を補助。
2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業（第2号事業）
先進的・モデル的な取組によりカーボン・マネジメントに係るノウハウの普及を目的とする事業（技術実証や研究開発段階の設備を除く）にかかる費用を補助。ただし、小中学校、水道施設、下水道施設及び廃棄物処理施設のみに設備等を導入するものを除く。
（小中学校、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設のいずれかと併せて、その他の地方公共団体所有施設（庁舎等）に省エネルギー設備等を導入し、エネルギーマネジメントシステム等により複数施設をネットワーク化して面的かつ効果的なものとする場合は対象とすることができる。）

事業概要 3/3

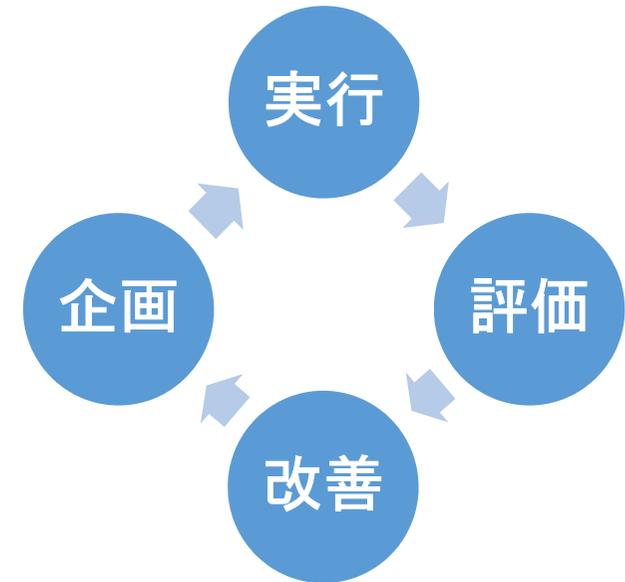
カーボン・マネジメントのイメージ

企画：組織全体のエネルギー起源CO₂排出量を算定・分析し、全体及び個々の部局等の単位ごとに排出削減量及び対策目標を設定

実行：排出抑制等指針を参酌しつつ、先進的な低炭素設備を導入・運用し、エネルギー起源CO₂排出量やエネルギーの使用状況等を算定・把握

評価：目標と実績を比較して継続的な改善が図られているかを評価し、改善余地を模索

改善：評価結果を基に組織を挙げて更なる改善を検討・実施



全庁的な不断のPDCA



ノウハウの幅広い普及

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間（平成28～32年度）で形成し、全国に展開することを旨とする。

※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定

地方公共団体実行計画の概要

地方公共団体実行計画

【事務事業編】

(法第21条第1項)

全地方公共団体に策定義務付け

内容：地方公共団体自らの事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の措置

地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 計画期間
- 地方公共団体実行計画の目標
- 実施しようとする措置の内容
- その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【区域施策編】

(法第21条第3項)

都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市に策定義務付け

内容：区域の自然的社会的条件に応じ温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項（以下の4項目）

- 再生可能エネルギー導入の促進
- 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- 公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
- 循環型社会の形成

策定主体の配意事項：都市計画等温室効果ガスの排出抑制と関係のある施策と実行計画の連携（法第20条の3第4項）

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」

改定の基本的な考え方

<外部要因>

- ・ 気候変動に対する国際的取組（パリ協定）
- ・ 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に基づく、2030年度を目標とした温室効果ガス削減の必要性
- ・ 新技術の普及、社会背景の変化 等



<内部要因>

- ・ 各地方公共団体における取組の強化・拡充の必要性
- ・ 策定・改定にあたっての人材・ノウハウ等の不足 等

<改定の基本的な考え方>

2030年度の目標に向け、事務事業編のバージョンアップを誘導



全ての地方公共団体にとって、より使いやすくわかりやすいマニュアルへ

- 地球温暖化対策推進法改正など最新の動向を反映
- より具体的な手順等を記載
- 様々な地方公共団体のニーズへ対応

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」

マニュアル改定のポイント

1) 初めて策定・改定する地方公共団体にも分かりやすいツールを準備

- 「5分で分かる事務事業編」を作成
- 初めて事務事業編を策定するような小規模な市町村が活用することを想定した「マニュアル（簡易版）」を作成

2) 実際のPDCAサイクルへの対応

- 実際に地方公共団体が進めると考えられるPDCAのステップごとに章立て
- Doの部分においては、事務局と各実行部門のそれぞれについて具体的なアクションを記載

3) 事務・事業の分野別に進め方を明記

- 建築物、一般廃棄物、水道、下水道等、事務・事業分野ごとに具体的な目標設定方法、措置等を明記

4) 複数の目標設定手法を紹介

- 各分野の目標設定においては、複数の設定手法を紹介
- 地方公共団体の状況に応じて選択できるように配慮

5) 関連する制度・事業等を幅広く紹介

- ESCO事業、PFI事業など、地球温暖化対策への活用が期待できる関連制度・事業等を幅広く紹介

6) 改定にあたっての具体的なアプローチを記載

- 改定にあたっての考え方を章として設定（事務事業編マニュアル「7.事務事業編の改定」）
- 改定にあたっての具体的なスケジュールを明記（事務事業編マニュアル「2-2-2.事務事業編策定・改定のためのスケジュール」）

7) 様々な措置の理解を促す、より網羅的かつ分かりやすい事例を紹介

- 優良とされる事例を全国から発掘し、その内容を事例集として作成。活用するためのポイント、アクションを明記

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」

本マニュアルの使い方

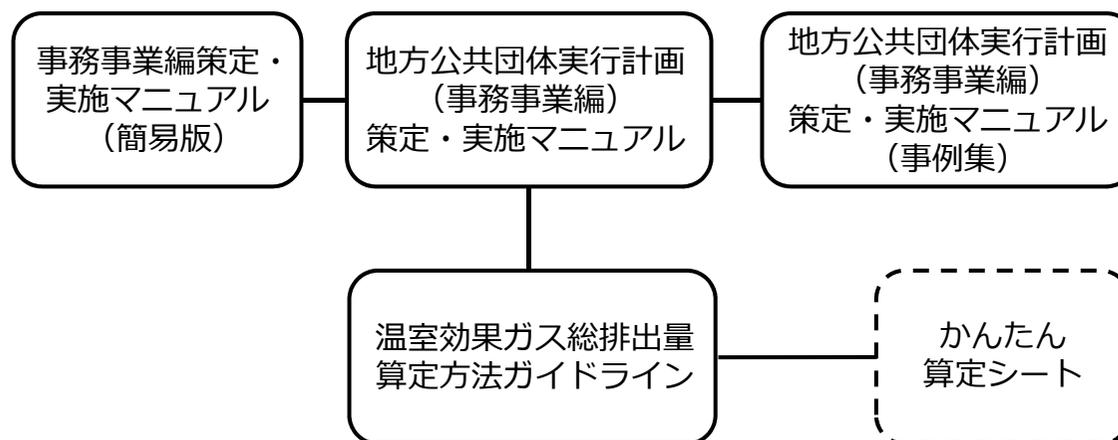
基本的な考え方

- 初めて策定する団体及び改定する団体、加えて現在、事務事業編を運用している団体も対象としています。
- 本編・資料編に加え、全国の優良事例を集めた事例集及び簡易版も用意しておりますので、併せて御活用ください。

本マニュアルの対象とする 地方公共団体

- ・初めて策定する団体及び改定する団体
- ・現在、事務事業編を運用している団体

本マニュアルと関連ツール類の構成イメージ



平成29年度制度（2号事業）の主な改正点

主な改正点の項目	平成28年度	平成29年度 (改正点は下線部)
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体 地方公共団体の組合 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体 地方公共団体の組合 <u>その他の法人（地方公共団体等と共同申請）※シェアードESCOを想定。</u>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、政令市 1/3 一部事務組合等 1/2 政令市未満の市区町村 <ul style="list-style-type: none"> →財政力指数が平均以上 1/2 →財政力指数が平均未満 2/3 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、政令市、<u>その他の法人</u> 1/3 一部事務組合等 1/2 政令市未満の市区町村 <ul style="list-style-type: none"> →財政力指数が平均以上 1/2 →財政力指数が平均未満 2/3
補助対象施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎を主とした公共施設 環境省公表資料「環境省指定先進的高効率設備機器一覧（ASSETリスト）」から、少なくとも1つ以上の設備機器を含むものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎を主とした公共施設（<u>なお、小中学校、水道施設、下水道施設及び廃棄物処理施設のみに省エネルギー設備等を導入する場合は補助対象外。ただし、小中学校、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設のいずれかと併せて、その他の地方公共団体所有施設（庁舎等）に省エネルギー設備等を導入し、エネルギー・マネジメントシステム等により複数施設をネットワーク化して面的かつ効果的なものとする場合については補助対象とする。</u>） <u>「平成28年度版L2-Techリスト」（環境省）に基づく表から、施設ごとに2区分以上の省エネルギー設備を含むこと</u>

第1号事業における取組例イメージ

政府の地球温暖化
対策計画

政府の地球温暖化
対策計画と比べて、遜色ない
目標を掲げた事務
事業編に策
定・改定

事務事業編

事務事業編

事務事業編に基
づく全庁的な
カーボン・マ
ネジメント体制整
備等の検討

組織体制

運用管理

カーボン・
マネジメン
トの強化

進捗把握

低炭素設備
の導入

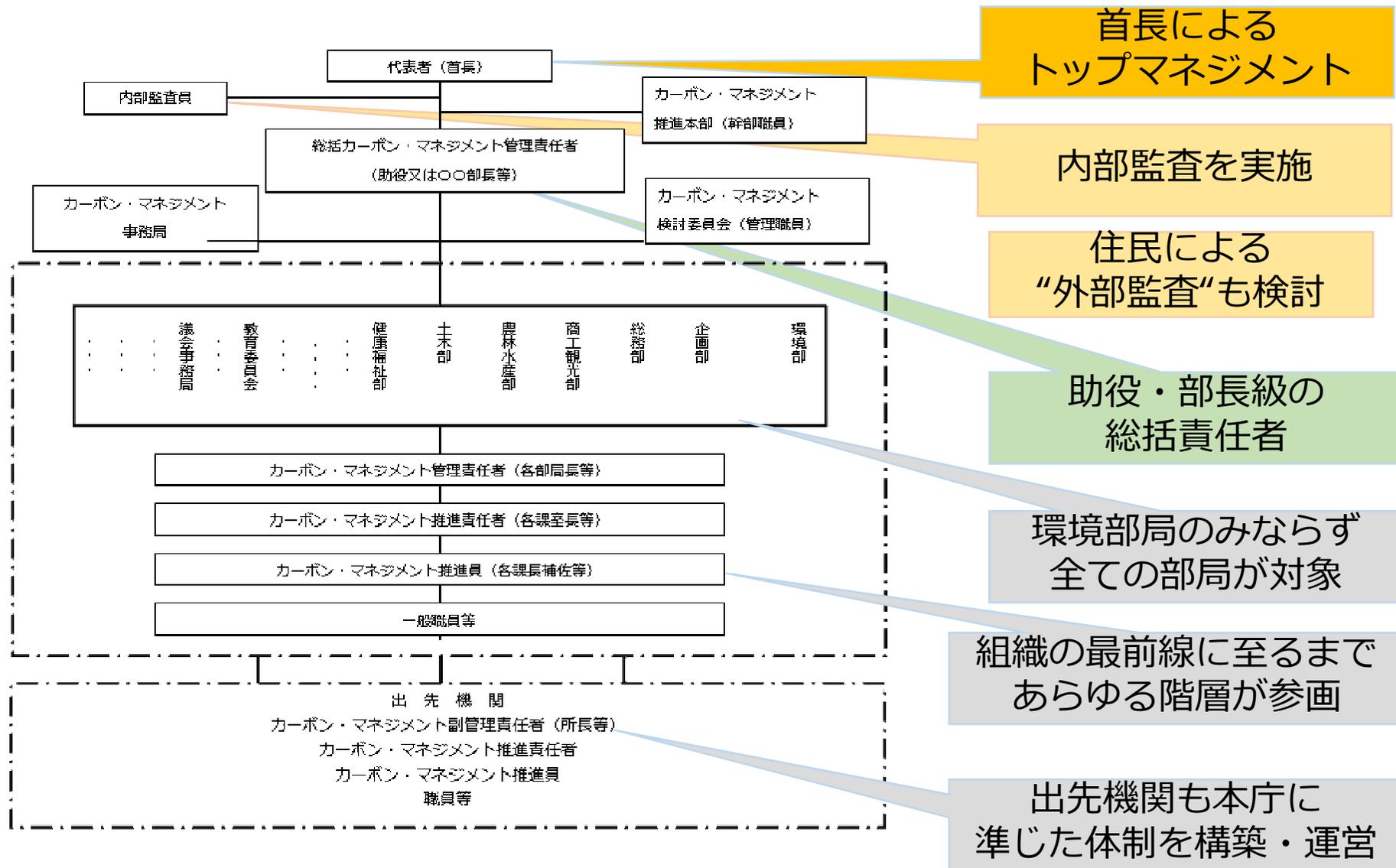
事務事業範囲における
各施設の設備等を調査

計画的な低炭素設備の導入を検討

第2号事業における取組（28年度事業採択事例）

	導入設備	先進性・モデル性等の取組
1	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源設備(コージェネ・ボイラー・ヒートポンプチラー他) ・LED照明 ・高効率空調設備 ・BEMS 	<ul style="list-style-type: none"> ・1棟施設全体の省エネ化を図るだけでなく、複数施設のエネルギー管理についてBEMSを導入することで面的に管理する環境マネジメントシステムを構築する取組手法 ・常用コージェネレーションが同自治体の保有施設での災害対策も兼ねている
2	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率真空ヒーター ・熱源設備 ・LED照明 ・高効率空調設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む公共施設の集約化・再配置及び効率的な維持管理を進める「アセットマネジメント」に「EMS」を取り入れ、合理的な省エネ改修を進める取組手法
3	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率空調設備 ・LED照明 ・変電設備 ・BEMS 	<ul style="list-style-type: none"> ・「クラウドBEMS」によるリアルタイムデータ共有を用いた各設備の最適化運転システムの導入 ・照度センサー・タブレットでの器具単位で調光可能な「無線調光照明システム」導入等の運用管理

カーボン・マネジメント体制のイメージ



首長による
トップマネジメント

内部監査を実施

住民による
“外部監査”も検討

助役・部長級の
総括責任者

環境部局のみならず
全ての部局が対象

組織の最前線に至るまで
あらゆる階層が参画

出先機関も本庁に
準じた体制を構築・運営

目次

1. 概要
2. 公募要領
 - I. 補助金の目的及び内容
 - II. 事業の実施
 - III. 応募方法
3. 応募に必要な様式一式
 - I. 第1号事業
 - II. 第2号事業

本補助金は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）（最終改正：平成28年5月27日法律第50号）第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）の策定・改定作業や、同計画に基づく取組の大胆な強化・拡充を促し、取組の企画・実行・評価・改善（以下「カーボン・マネジメント」という。）のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入を行う事業に要する経費を補助することにより、地方公共団体が保有する施設の省エネルギー化を促進し、それによって地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資することを目的としています。

事務事業編等の強化・拡充支援事業（第1号事業）

次の1) 又は2) に該当し、かつ3) に該当していること。

- 1) **事務事業編**を政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の目標等と比べて遜色ないものとして**策定・改定**する事業であること。
- 2) **事務事業編**に基づく取組が現行のものとは比べて大幅な**強化・拡充**となるものであること。
- 3) **カーボン・マネジメント**を行う体制の**整備・強化**に向けた調査・検討を行う事業であること。

対象事業の要件 1 / 2 (第2号事業) 公募要領 1~2ページ

事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業 (第2号事業)

先進的・モデル的な取組によりカーボン・マネジメントに係るノウハウの普及を目的とする事業（技術実証を除く）であって、次の1）～4）の全てに該当していること。ただし、**小中学校、水道施設、下水道施設及び廃棄物処理施設のみに設備等を導入するものを除く。**

（小中学校、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設のいずれかと併せて、その他の地方公共団体所有施設（庁舎等）に省エネルギー設備等を導入し、エネルギーマネジメントシステム等により複数施設をネットワーク化して面的かつ効果的なものとする場合は対象とすることができ。）

- 1) **事務事業編に位置付けられたもの又は事務事業編に位置付けられることが見込まれるものであること。**
- 2) **エネルギー起源CO₂の排出削減に直接資する設備等**（その付帯設備、エネルギー需給を制御するためのシステム及びその関連設備を含む。）の庁舎等に導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源CO₂の排出削減効果が定量的に検証できるものであること。

対象事業の要件 2 / 2 (第2号事業) 公募要領 1~2ページ

- 3) 「平成28年度版L2-Techリスト」(環境省)に基づく以下の表から、施設ごとに2区分以上の省エネルギー設備を含むこと。

記号	区分
あ	空調機(ヒートポンプ・個別方式)
い	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)
う	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)・熱源補機
え	熱源・空調機(気化式・中央方式)
お	熱源・空調機(吸収式・中央方式)
か	熱源・空調機(吸着式・中央方式)
き	熱源(ヒートポンプ)
く	給湯器(ヒートポンプ)
け	給湯器(ガス式)
こ	ボイラ
さ	コージェネレーション
し	照明器具
す	変圧器
せ	エネルギーマネジメントシステム

- 4) 様式第1の別紙2-3「カーボン・マネジメントの推進方針」
がすべて記載の上で提出されていること。

本補助金の応募ができる者は、次に掲げる者とします。

第1号事業

(ア)都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

第2号事業

(ア)都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

(イ)民間企業（上記アと共同申請する事業者）

- 1) 地方公共団体と共同で第2号事業を申請する場合
補助事業に参画する**すべての事業者が「3. 補助金の応募ができる者」**の第2号事業に該当することが必要となります。
 - 2) 代表事業者とは
 - ・補助事業に参画するすべての事業者のうち、当該補助事業により**財産を取得する者**から選択してください。
 - ・**代表事業者が本補助金の応募等を行い**、他の事業者を共同事業者とします。
 - ・採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その**事業の推進に係る取りまとめ**を行うとともに、事業実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、**具体的な事業計画の作成**や、事業の円滑な**実施のための進行管理**を行ってください。
- 注 代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

リース、PFI及びESCOを利用する場合の注意点

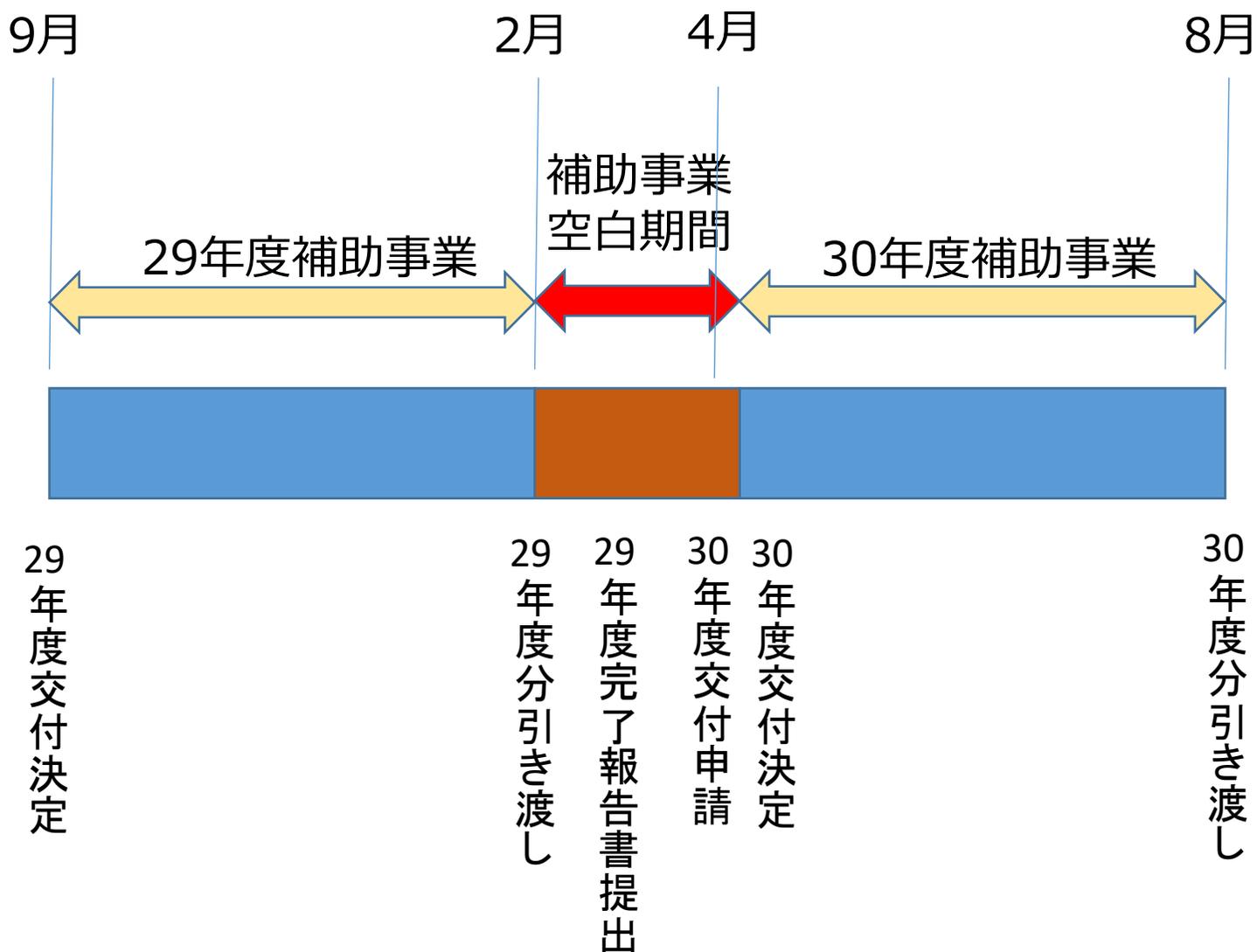
- 1) 法的に問題のない体制を組んで補助対象設備を所有する事業者が代表事業者、補助対象設備を導入する地方自治体を共同事業者として共同申請してください。
その場合、CO₂排出削減量の担保をどのようにするか明確にしてください。
- 2) サービス料金から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

- 1) 複数年度とは原則3年間（複数年を一括発注とする場合は2年間）を限度とします。
- 2) 本補助金は、予算が成立した年度にのみ行われる単年度のものであり、次年度以降の継続が決定しているものではないため、原則単年度に完了する省エネルギー事業を対象としています。単年度での実施が困難な事業であって、年度ごとの発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができます。
この場合、本補助金事業は単年度のものであり、2年度目以降の補助金の交付決定を保証するものではないため、毎年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施することになります。
翌年度、仮に補助金が出ない場合でも最終年度まで事業を継続し、事業の実施状況を機構に報告をしてください。
- 3) 2年度目以降に事業を取り止めた場合（事業廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となることがあります。

複数年度事業の注意点（第2号事業）

公募要領
4ページ

一括発注による複数年度事業イメージ



補助対象経費（第1、2号事業）

公募要領
4～9ページ

- 表1～3の区分・費目・細分に基づき、別紙1-2又は2-2の経費内訳を作成すること
- 経費内訳に地方公共団体独自の費目等を記載することは不可

別紙1-2

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業
【経費内訳（第1号事業用）】

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※(1)-(2)	(4) 補助対象経費支出予定額
			0 円	0 円
	(5) 基準額	(6) 選定額 ※(4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 ※(3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 ※(7)×補助率 (千円未満切捨て)
	- 円			

(4) 補助対象経費支出予定額の内訳			
費目	細分	金額 (円)	積算内訳
	小計	0	
	消費税	0	
	合計	0	

<直接工事費（材料費・労務費等）>

- 本補助金への申請手続きに係る経費
- 官公庁等への申請・届出等に係る費用
- 既存設備の撤去・移設費（当該撤去・移設に係る諸経費及び実施設計費も含む。）
- 既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- 数年で定期的に更新する消耗品（予備品）
- 建物や配管等の単独での防熱・断熱強化工事（断熱パネル、断熱ガラス、断熱塗料等の設置・使用）
- 運転頻度が低いなどのためにCO₂削減効果が現れない機器（非常用発電機等）
- 太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーに係る設備
- 技術実証や研究開発段階の設備（検証性の高いもの）
- 公用車

<間接工事費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）>

- 補助対象外の直接工事に相当する間接工事費
（直接工事費で按分して除すこと）

補助金の応募申請額（第1号事業）

公募要領
10ページ

（1）事務事業編等の強化・拡充支援事業（第1号事業）

1）都道府県・政令市の場合 ⇒ 2分の1

（算出された額が1,000万円を超える場合は1,000万円）

2）政令市未満市町村、特別区及び地方公共団体の組合
の場合 ⇒ 定額

（算出された額が1,000万円を超える場合は1,000万円）

（2）事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業（第2号事業）

複数年度事業として採択された場合は、各年度の交付規程に基づく補助率が適用される

- 1) 都道府県・政令市及び民間企業(都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合と共同申請する事業者)の場合
⇒ 3分の1
- 2) 財政力指数※が全国市町村平均以上の政令市未滿市町村・特別区及び地方公共団体の組合の場合 ⇒ 2分の1
- 3) 財政力指数※が全国市町村平均未滿の政令市未滿市町村・特別区の場合 ⇒ 3分の2

※総務省公表資料 平成27年度「全国市町村の主要財政指標」に基づく財政力指数

目次

1. 概要
2. 公募要領
 - I. 補助金の目的及び内容
 - II. 事業の実施**
 - III. 応募方法
3. 応募に必要な様式一式
 - I. 第1号事業
 - II. 第2号事業

応募申請後の流れ

公募要領
11～12ページ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
応募申請	↔											
審査による採択		↔										
交付申請			→									
交付決定			←									
補助事業の開始			→									
補助事業の計画 変更			↔ (dashed)									
完了実績報告及び 補助金額の確定								→				
補助金の支払									→			

完了実績報告書提出期限: 3月9日

- ・ 補助事業完了 = 支払完了：当該年度の2月末日まで（厳守）
- ・ 公募要領12～13ページに留意事項を記載

審査のポイント

具体的な審査基準は審査委員会で決定されるが、
審査のポイントは公募要領19～20ページの内容を想定。

目次

1. 概要
2. 公募要領
 - I. 補助金の目的及び内容
 - II. 事業の実施
 - III. 応募方法**
3. 応募に必要な様式一式
 - I. 第1号事業
 - II. 第2号事業

(1) 応募受付期間

平成29年4月14日（金）から平成29年5月15日（月）
まで（当日必着）

※本公募において公募予算に達しなかった場合、
本公募終了後2次公募を行う場合がある
⇒一般財団法人環境イノベーション情報機構
のウェブサイトに掲載

(2) 応募申請書類 1) 応募に必要な様式一式

第1号事業
様式第1 応募申請書
別紙1-1 事業実施計画書（第1号事業用）
別紙1-2 経費内訳（第1号事業用）
別紙1-3 カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

(2) 応募申請書類 1) 応募に必要な様式一式

第2号事業
様式第1 応募申請書
別紙2-1-1 事業実施計画書（第2号事業用）
別紙2-1-2（その1） 建屋ごとのCO ₂ 排出量削減効果等一覧表
別添1 システム図
別添2 設備機器導入前後比較表
別紙2-1-2（その2） 事業全体のCO ₂ 排出量削減効果集計表
別紙2-1-2（その3） 年間ごとCO ₂ 排出効果見込み
別紙2-2 経費内訳（第2号事業用）
別紙2-3 カーボン・マネジメントの推進方針

2) その他、必要資料

- イ) 【第1号事業】経費の算定根拠資料（複数者から徴取した見積書又は金入り積算書）
- ロ) 【第1号事業】現行の事務事業編（策定済みの場合）
- ハ) 【第2号事業】カーボン・マネジメント体制の整備計画及び事務事業編の写し
- ニ) 【第2号事業】CO₂排出効果を算出するための基準年度のCO₂排出量の算出資料
- ホ) 【第2号事業：民間企業の場合、共同事業について】
 - 1) 申請者の組織概要
 - 2) 経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））

- 3) **定款**（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本（いずれも発行後3か月以内のもの））
- へ) 【第2号事業：リース、PFI及びESCOを活用する場合】
地方自治体からの**推薦書**
- ト) 【第2号事業：リース、PFI及びESCOを活用する場合】
リースを活用する場合は、リース契約書（案）及びリース料算出内訳書の提出が必要です。PFI及びESCOの枠組みを用いて申請する場合は、契約書（案）及びサービス料計算書の提出が必要です。
- 注 サービス料計算書は、補助事業に要する経費、補助金申請額、（サービス契約）期間、サービス料、元本、金利、固定資産税等の金額・保険・手数料等の内容について補助金がある場合とない場合で比較した計算書
- チ) 【第2号事業：民間企業の場合、共同事業について】
暴力団排除に関する誓約書

(3) 応募申請書類の提出方法及び提出先

- 郵送（当日必着）又は持参
- 封筒に「平成29年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 第1号事業」又は「平成29年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 第2号事業」と赤字で明記すること

(提出先)

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

〒101-0042

東京都千代田区神田東松下町3-8 鳥本鋼業ビル3階

TEL：03-5209-7103

FAX：03-5209-7105

(4) 提出部数 (応募申請書類)

1) 応募に必要な様式一式

紙媒体2部 (正副各1部)

当該書類のWord・Excel・PDF形式の

電子データを保存した電子媒体 (CD-ROM等) 1枚

2) その他

応募に当たっては、本公募要領以外に、次のものも参照してください。

a) 平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業) 交付規程

b) 平成29年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に係るQ&A集

【事業全般について】

問0-03 地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）を策定又は改定する際は、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に掲げる目標に沿って2013年度比で約40%削減する目標を立てなければならないのでしょうか。また、それができていなければ第2号事業の補助は認められないのでしょうか。

地方公共団体は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）において、政府が策定する地球温暖化対策計画に即して、事務事業編を策定する義務が規定されています。このことから、政府の地球温暖化対策計画に掲げる個々の対策に係る温室効果ガス排出削減目標のうち、「業務その他部門」の2030年度に2013年度比で約40%とする目標に遜色のない目標を立てていただくようお願いいたします。地域の実情等があり統一的に判断することはできないので、直ちに補助を認めないということはありませんが、審査に当たって評価の項目となる可能性があります。

【第1号事業について】

問1-08 事務事業編の策定・改定は何を参考に行えばいいですか。

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（平成29年3月環境省総合環境政策局環境計画課）を参考にしてください。

本補助事業において策定・改定した事務事業編が、法の趣旨に照らし著しく不適切である場合には、補助金の返還等の措置を講ずることがあり得ます。

【第2号事業について】

問2-22 「平成28年度版L2-Techリスト」に基づく区分に区分けされた設備は、施設ごとに複数取り組まなければなりませんか。

全ての施設ごとに最低2区分以上取り組む必要があります。

【第2号事業について】

問2-34 共同実施を行う場合、補助対象設備の管理義務、CO₂排出削減効果報告義務、補助金の返還等の義務は誰にありますか。

一義的には、補助対象設備等を所有する代表事業者に義務が生じます。代表事業者は、交付申請時の事業実施計画書・完了実績報告時の事業実施報告書に記載した実施体制に基づき、共同事業者と適切に責任分担を行い、事業の円滑な実施の進捗管理を行ってください。責任分担については代表事業者と共同事業者で協議のうえ決定してください。

【第2号事業について】

問2-43 本事業における地方公共団体の自己調達分については、地方債（地域活性化事業債等）の対象事業になり得ますか。

なり得ます。対象要件や実際の手続き等詳細につきましては、総務省におたずねください。

3. 応募に必要な様式一式

目次

1. 概要
2. 公募要領
 - I. 補助金の目的及び内容
 - II. 事業の実施
 - III. 応募方法
3. 応募に必要な様式一式
 - I. 第1号事業
 - II. 第2号事業

応募に必要な様式一式（第1号事業）

様式第1 応募申請書

別紙1-1 事業実施計画書（第1号事業用）

別紙1-2 経費内訳（第1号事業用）【Excel】

別紙1-3 カーボン・マネジメント体制の整備に向けた
基本方針

第1号事業 別紙1-1 事業実施計画書

<基本事項>

- 事業名 「平成29年度地方公共団体実行計画
(事務事業編) 策定支援業務」など
- 事業実施の団体名 「●●県××市」
※共同実施の場合は代表者の団体名を
記入すること
- 分類 「都道府県」「政令市」「政令市未満市町村」
「特別区」「地方公共団体の組合」のいずれかを
記入すること
- 会計の区分 「一般会計」又は「特別会計」
- 申請者（代表事業者） 様式第1と同じ「申請者」
- 共同事業者（共同実施の場合のみ）

第1号事業 別紙1-1 事業実施計画書

<1. 事業の内容>

1) 区分 ①～③

③カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であることは必須

2) 事業者の事務及び事業（事務事業編）の現状について

(A) 温室効果ガス（特にエネルギー起源CO₂）総排出量の把握
「2013年度●●(t-CO₂)」など

(B) 温室効果ガス（特にエネルギー起源CO₂）総排出量の分析
「エネルギー種別排出量
電力●% 都市ガス●% …」など

第1号事業 別紙1-1 事業実施計画書

3) 事業の目的及び内容

(A)目的

文中に2013年度（基準年度）及び2030年度（目標年度）の事務事業編における温室効果ガス（特にエネルギー起源CO₂）総排出量 [t-CO₂] 並びに削減率 [%] をそれぞれ記載すること

(B)内容

エネルギー使用量の分析（過去の年間推移、月別推移、エネルギーバランス等）、省エネルギー診断による施策の洗い出し（運用改善、機器の効率化、老朽化設備の更新等）等、できる限り具体的に記入すること

第1号事業 別紙1-1 事業実施計画書

4) 調査対象施設の規模及び施設内の主な設備機器の把握

(A)調査対象施設数： 施設

本事業において省エネ診断等の調査・分析を行う
施設の数に記載

(B)各施設の名称及び用途

〇〇庁舎（行政施設）、〇〇保育園（福祉施設）等

(C)延べ床面積（㎡）

(D)調査対象にする理由

限られた期間、予算をどのように有効活用するかを記載すること。

例) 「本自治体の事務及び事業に関わる施設数は非常に多く、全施設を対象とした調査・検討を実施することは限られた期間、予算のもとでは現実的ではない。そこで、用途別に温室効果ガス総排出量が最も多い施設を抽出し、調査・検討を行うことにより温室効果ガスの削減に向けた方針を確立し、今後類似する施設へ波及させる予定である。」

など

第1号事業 別紙1-1 事業実施計画書

5) 事業のスケジュール

<公告又は通知の時期>

「平成29年〇月×日頃予定」

現在予定している契約方式（一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式等）を記入すること

<契約の履行期間>

「平成29年〇月×日～平成29年〇月×日頃予定」

補助事業完了 = 支払完了は当該年度の2月末日まで

第1号事業 別紙1-1 事業実施計画書

<2. 実施体制等>

1) 実施体制

事業の進捗管理や経理等の体制を記入すること。

「補助事業の取りまとめは環境課、契約手続・事業執行は〇〇課の職員がそれぞれ担当する。」など

2) 資金計画

別紙1-2 経費内訳「(1) 総事業費」を支払うための
予算計上額（補助金・起債・一般財源等の各金額）を
記入し、予算書の該当箇所の写しを添付すること。
現時点における予定でも可。その場合、予算書の写し
は添付不要

第1号事業 別紙1-1 事業実施計画書

<3. 事業実施に関連するその他の事項>

1)補助事業に関連する 国のモデル事業等への選定状況

* 政府の次の事業において環境分野での指定（認定）等された事業であるか。

- 環境モデル都市・環境未来都市・地域活性化モデルケース、エコスクール・プラス事業等
- 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域における事業であるか。
- 「COOL CHOICE」に賛同しているか。
- その他、再生可能エネルギー関連（バイオマス産業都市等）

以上に該当する場合は、その旨を記入するとともに、その証明書の写しを添付すること。

ただし、期限切れ又は取消しされたものは除く。

* 特になければ「該当なし。」と記入すること。

第1号事業 別紙1-1 事業実施計画書

2) 他の補助金との関係

本申請内容について、本補助制度以外に活用できる他の補助制度が存在しないかどうかを必ず確認すること。その結果、他の補助制度が存在しない場合は、本補助金制度に申請することが可能である。申請が可能な場合は、「申請可能な他の補助制度の有無を確認した結果、他に申請可能な補助制度はない。」と記入すること。

3) 許認可、権利関係等の調整状況

事業の遂行上、許認可や権利関係の調整が必要となる事項があれば記入。該当する事項がある場合は、当該調整が進んでおり、事業の遂行上問題がない旨を記入

<4. 確認事項>

「公募要領「1. 補助金の目的及び内容」「2. 対象事業の要件」の他、今後、環境省が実施している地方公共団体を対象とした「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」に誠実に毎年度回答することを承諾の上、本申請書を提出します。」

…チェック欄にレ点を入れる

第1号事業 別紙1-2 経費内訳

<所要経費>

「(1) 総事業費」は予定価格（税込）

「(2) 寄付金その他の収入」があればその金額、
なければ「0円」

「(3) 差引額」は「(1) 総事業費」から「(2) 寄付金
その他の収入」を引いた金額

「(4) 補助対象経費支出予定額」は「(4) 補助対象経費
支出予定額の内訳」の表の「合計」の欄の金額

※ 「(3) 差引額」と「(4) 補助対象経費支出予定額」
の差額が補助対象外経費

第1号事業 別紙1-2 経費内訳

<所要経費>

「(5) 基準額」は「- (ハイフン) 円」

「(6) 選定額」は「(4) 補助対象経費支出予定額」と
同じ金額

「(7) 補助基本額」は「(3) 差引額」と「(6) 選定額」の
少ない方の金額

「(8) 補助金所要額」は「(7) 補助基本額」に補助率を
乗じ、1,000円未満切り捨てた金額 (税込)

第1号事業 別紙1-2 経費内訳

<(4) 補助対象経費支出予定額の内訳>

- 経費の費目・細分

公募要領「補助対象経費」表1～3に基づき、該当する項目を記載

「費目」業務費

「細分」業務費、印刷製本費、旅費など

※地方公共団体独自の費目等を記載することは不可

- 積算内訳

A) 金額の根拠の分かる資料として、見積書を必ず添付

B) 見積書は日付が記載されており、税抜価格か税込価格かを明記したものであること

C) 補助対象外経費がある場合は、見積書の備考欄等に明記されていること

第1号事業 別紙1-2 経費内訳

- D) 見積書は原則として現時点で想定している発注方式の競争参加資格を持つ業者から徴取し、市場（実勢）価格に基づく金額のものであること
- E) 見積書に「値引き」の類がある場合は、必ずいずれかの項目に金額を反映し、「補助対象経費」表1～3と整合性が取れるようにすること（「値引き」の項目を追加することは不可）
- F) 見積書は内訳が分かるよう「一式」ではなく数量と単価に分かれ、調査内容に応じて想定している人工数、出張回数、成果物のページ数・部数・カラー／モノクロなどが記載されたものであること
- G) 成果物は完了実績報告時において機構に提出する分を1部見込むこと

第1号事業 別紙1-3

カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

1. カーボン・マネジメント体制について

1) カーボン・マネジメント体制

- 「首長をトップとするCO₂排出削減プロジェクトチームを立ち上げる。チームリーダーは●●、推進担当は×× ……である。これらの各部署の責任者と共に定期的な省エネ部会を開催し、計画の着実な遂行と新たな取組を創出することにより、2030年度における地球温暖化対策計画と比べて遜色ない温室効果ガス排出量削減目標の達成を目指す。」
- 「現在のところ体制が整備できていないが、本事業の調査結果をもとに体制を整備し、ISO50001を参考とした独自の環境マネジメントシステム（EMS）体制を目指す。」など

*カーボン・マネジメント体制図を記載することが望ましい。

2) カーボン・マネジメントの対象施設数

事務事業編に係る全ての施設数を記載し、一覧表を添付すること

第1号事業 別紙1-3

カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

3) 職員意識の啓発や関係団体への協力要請

該当するものがあれば記入。本事業の実施後に実施予定（実施予定時期・頻度を記入）のものでも可

<職員意識の啓発>

「CO₂排出削減プロジェクトチーム主催の省エネパトロール」「●●講習会の実施」など

<関係団体への協力要請>

関係団体とは施設管理受託業者・指定管理者など

4) 実施方法・評価・改善

- エネルギー起源CO₂排出量削減の実施・評価・改善に関して、主な対象施設ごとに定量的な削減目標を設定し、首長等による年次総括の実施や責任者の配置など、実効性が担保された体制である旨を記入。
- 地球温暖化対策計画に沿ったもしくは遜色ない目標の達成に向けて、どのように体制を構築し、運用改善を行っていくのか具体的に明記すること

第1号事業 別紙1-3

カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

2. 設備機器の新規及び更新に関する整備計画や省エネ機器の導入基準、設備の運用改善方針について

事務事業編に記入されていればその旨を記入すること
現在調査・検討中、もしくは本事業で調査・検討を実施する場合はその方針について記入すること

<設備機器の新規整備及び更新に関する計画>

熱源設備の高効率化や蛍光灯のLED化などについて、
設置した年度ごとに数量を記入して、「設置後15年以上経過した設備から順次更新する。」など

<省エネ機器の導入基準>

L2-techリストにある機器などCO₂排出削減効果の高い機器を導入する旨であること

<設備の運用改善方針>

熱源設備の運転方法の最適化に向けた方針や
空調設備の温度設定や運転時間の見直し、
照明機器の最適化に向けた方針について記入すること

目次

1. 概要
2. 公募要領
 - I. 補助金の目的及び内容
 - II. 事業の実施
 - III. 応募方法
3. 応募に必要な様式一式
 - I. 第1号事業
 - II. 第2号事業

応募に必要な様式一式（第2号事業）

様式第1 応募申請書

別紙2-1-1 事業実施計画書（第2号事業用）

別紙2-1-2（その1） 建屋ごとのCO₂排出量削減効果等
一覧表【Excel】

別添1 システム図【Excel】

別添2 設備機器導入前後比較表【Excel】

別紙2-1-2（その2） 事業全体のCO₂排出量削減効果
集計表【Excel】

別紙2-1-2（その3）年間ごとCO₂排出削減効果見込【Excel】

別紙2-2 経費内訳（第2号事業用）【Excel】

別紙2-3 カーボン・マネジメントの推進方針

様式第1 別紙2-1-1

< 1. 事業の内容 >

1) 設備の導入に関する事項 (概要)

* 導入する設備等に関する説明や技術的な特徴を記入し、エネルギー起源CO₂の削減にどのように資するかについて記入すること。

また、本事業の実施について自治体としてのエネルギー対策の中の位置づけを記入すること。

(A) 目的・目標

例) 「当市において空調に使うエネルギーが全体の40%を占める。

その空調設備の熱源として20年以上経過する吸収式冷温水発生機が20台残っており、効率が著しく低下している為、そのうち本事業においては〇〇台を高効率な空冷式ヒートポンプチャラーに更新することによりCO₂排出量削減を図る。」など。

様式第1 別紙2-1-1

(B) 設備機器・システムの特徴

- * 別紙2-1-2（その1） 建屋ごとのCO₂排出量削減効果等一覧表（別添1 システム図、別添2 設備機器導入前後比較表）に記入すること。
- * （システムの特徴）
「当地域は1日の気温変化が大きく、部分負荷率の高い熱源機と付帯設備にインバータを設置するなど、システムCOPの向上を目的としたシステムを計画している。また、換気量を適正なものにチューニングし、外気負荷を大きく削減することにより熱源負荷の低減を図る。」など。
- * 複数年度の場合、年度ごとにそれぞれ記入すること。

様式第1 別紙2-1-1

<2.エネルギー起源CO₂排出削減効果>

(エネルギー起源CO₂削減効果の算定方法)

本事業の CO₂削減効果の算定方法

I 補助事業者独自の算定方法

* 算出方法 I に特に決めた書式はなく、
計算した過程が分かる資料を添付すればよい。

II 「ハード対策事業計算ファイル」を使用した算定方法

* 環境省が作成した計算ファイル使用

様式第1 別紙2-1-1

(計算時の注意点)

算定時のCO₂排出係数について

CO₂排出係数を電気以外は環境省作成「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈補助事業申請者用〉(G.省エネ設備用)」(URLは記載例参照)に基づき算定し、電気については「電力事業者別排出係数(特定排出者の温室ガス排出量算定用)平成28年12月27日公表(URLは記載例参照)」に基づき算定すること。

I 補助事業者独自の算定方法の場合(1)

CO₂削減効果の算定方法の**詳細根拠**(機器設備稼動時間、季時別負荷率等)・**計算資料等**を別途添付すること。

* 計算書(根拠)はEXCELデータかデータでない場合は電卓等で数字が追えるようにすること。

様式第1 別紙2-1-1

(計算時の注意点)

Ⅱ 「ハード対策事業計算ファイル」使用の場合(1)

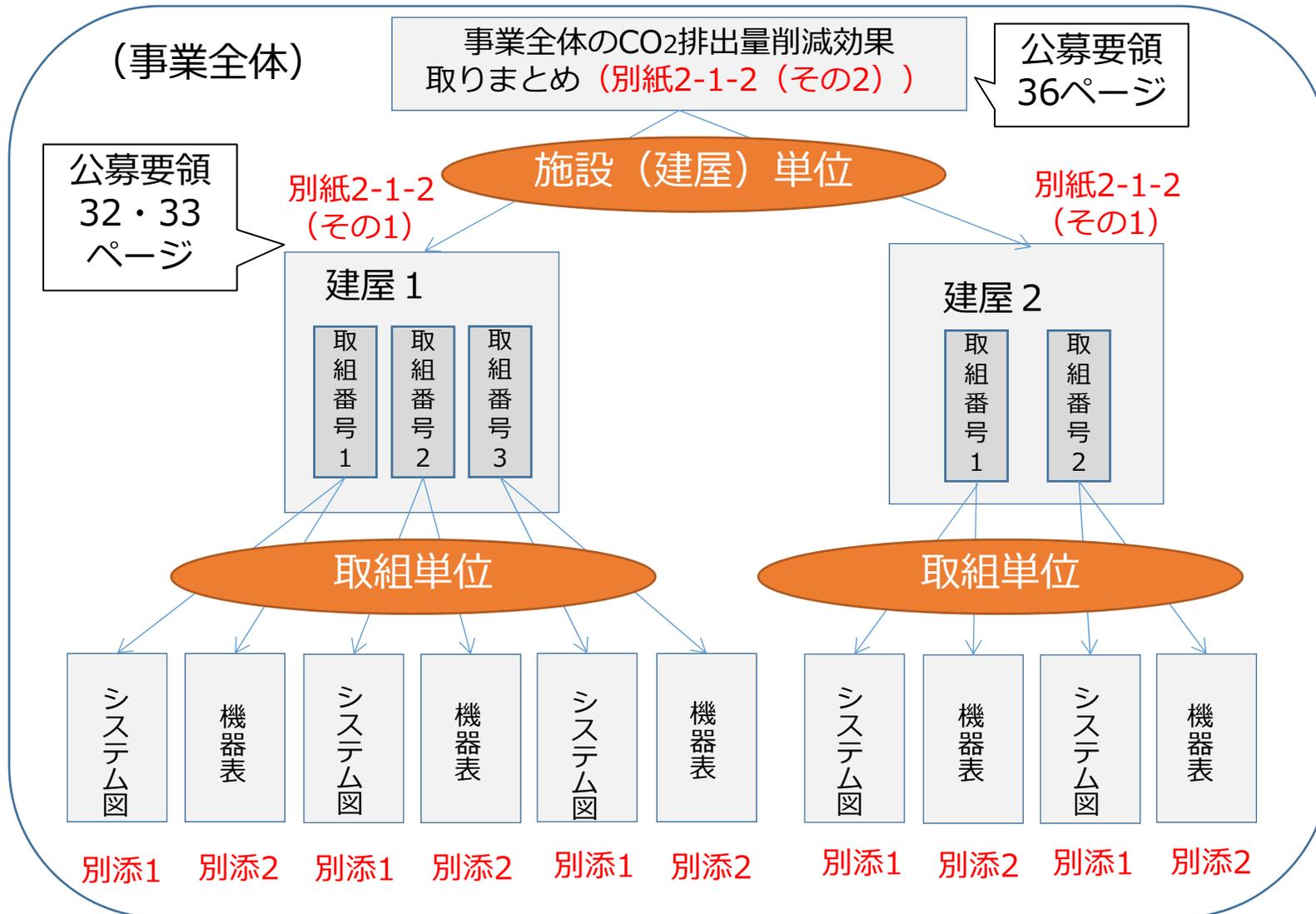
環境省作成の「ガイドブック<補助事業申請者用>
(G.省エネ設備用)」を参照し作成してください。

(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gbhojo_g.pdf)

事業のCO₂削減直接効果を算定した上で、計算結果を添付すること。

なお、同ファイルにおける「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠・引用元を「記入欄」に記載するとともに、その具体的資料を事業計算ファイルにシートを増やして添付すること。

効果算出する際の資料作成イメージ



注記 : 別添1および別添2については指定の書式に限らず、現在、独自に作成もしくは完成図書
の抜粋の活用でも可

様式第1 別紙2-1-2(その1) ~ 設備導入

耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」

(Q&Aに耐用年数表のURLを参考として記載)

2 設備導入、運用改善の双方		取組番号ごとに別添1 システム図、別添2 設備機器導入前	
設備導入による年間CO ₂ 削減		取組年度	H28年度
取組番号 *3	導入設備 の耐用年 数		
1	15	導入する主な省エネ設備	熱源設備更新 空冷ヒートポンプチラー
		補助対象経費支出予定額 *4	13,100,000
		算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量 *5	176.0
		設備導入後の年間CO ₂ 排出量 *6	128.6
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	47.4
		年間CO ₂ 削減率	26.9
		CO ₂ 削減量	711.0
		費用効率性	18,424.8
		ランニングコスト削減金額 *7	1,806,000
		空冷ヒートポンプ天井カセット型	空冷ヒ

取組番号はシステムごととし複数年においても同一システムに係るものは同一番号とする。また、運用改善においても同様とする

様式第1 別紙2-1-2(その1) ~ 運用改善

本来の耐用年数から効果を出す対象機器の使用期間を引いたもの
 (本来の耐用年数15年 - 対象機器をすでに10年使用) = 5年

運用改善による年間CO ₂ 削減効果*8			組年度
取組番号 *3	対象設備の 耐用年数		H28年度
5	15	取組名	食堂の空調省エネ取組
		取組内容	稼働時間短縮(5h/D⇒3h/D)
		主な対象設備	FHP10HP 5台
		運用改善に資する主な設備の 残耐用年数(A) * 9	5
		算定する基準年度の年間CO ₂ 排出量 * 10	15.0
		運用改善後の年間CO ₂ 排出量 * 11	9.5
		基準年度CO ₂ 排出量-導入後CO ₂ 排出量	5.5
		年間CO ₂ 削減率	36.7
		CO ₂ 削減量	27.5
		ランニングコスト削減金額 * 7	309,000

運用改善において効果を出す対象機器の耐用年数

様式第1 別紙2-1-2(その1) ~建屋合計

右端には、このように設備導入、運用改善の量、率、効率性などが出てくる



補助対象経費支出予定額合計
算定する基準年度の年間CO2排出量合計
設備導入による年間CO2削減量合計
設備導入による年間CO2削減率
設備導入によるCO2削減量合計
設備導入による費用効率性
設備導入によるランニングコスト削減金額合計

96,000,000	円	(イ) *8
525.6	t-CO ₂ /年	
141.3	t-CO ₂ /年	(ロ)
26.9	%	(ハ)
2,119.5	t-CO ₂	(ニ)
45,294	円/t-CO ₂	
5,428,000	円/年	

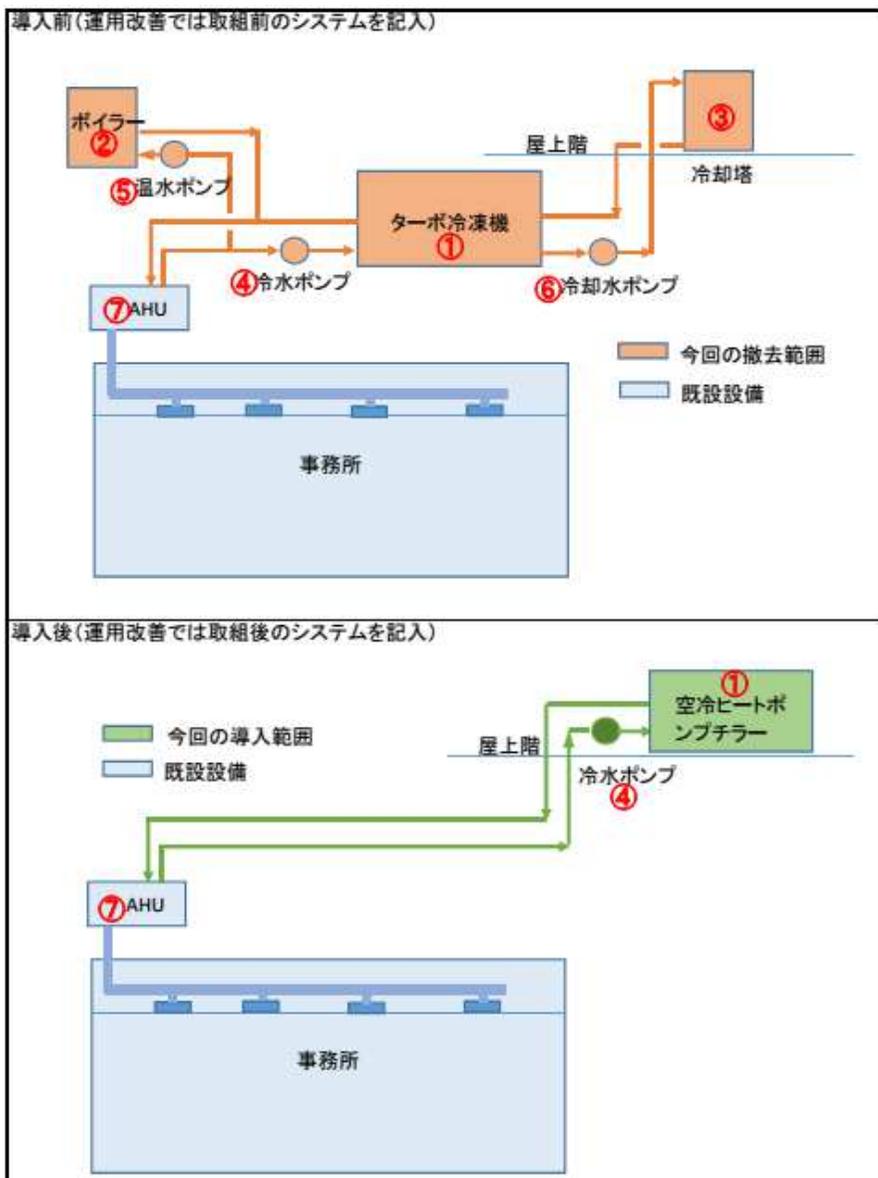
算定する基準年度の年間CO2排出量合計
運用改善による年間CO2削減量合計
運用改善による年間CO2削減率
運用改善によるCO2削減量合計
運用改善によるランニングコスト削減金額合計

256.8	t-CO ₂ /年	*8
17.2	t-CO ₂ /年	(ホ)
6.7	%	(ヘ)
221.0	t-CO ₂	(ト)
479,000	円/年	

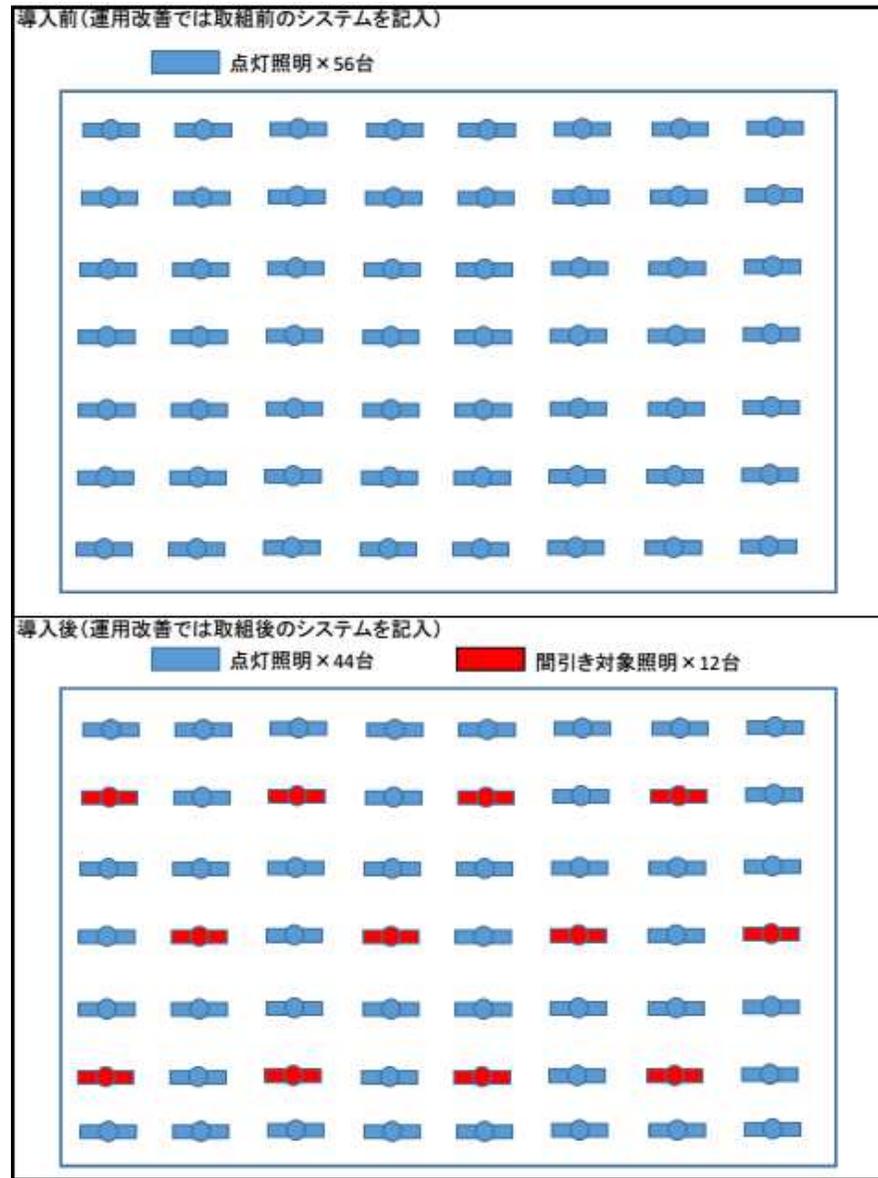
- * 別紙2-1-2 (その2) に上記の数値を建屋毎に分けて記載する事。
- ** 上記の結果を別紙2-1-2(その2)において「年間CO₂排出削減量、削減率」及び「費用効率性」をそれぞれの右端のカタカナ記号を同じ記号の欄に記入する事。
- *** 複数年事業の場合は各年度の集計欄の数値を記載。複数年分を作成。

様式第1 別紙2-1-2(その1) 別添1 (参考)

設備導入記載例



運用改善記載例



様式第1 別紙2-1-1

<3. 設備機器導入要件>

「平成28年度版L2-Techリスト」（環境省）に基づく以下の表から、施設ごとに2区分以上の省エネルギー設備を含むこと。

施設名 : 区分表からの記号

○○○庁舎 : (い) + (す)

△△スポーツセンター : (す) + (あ) + (さ)

様式第1 別紙2-1-1

<4. 取組の先進性・モデル性>

* 本事業の最も重要な評価ポイントであるため、申請する取組において客観的な先進性・モデル性があることを具体的に記入すること。記入に当たっては、何と比べてどういう点に先進性があり、何に対するモデルになり得ると貴団体が考えているのかを具体的に明記すること。

評価ポイント

取組みとしての先進性・モデル性

- 1) 自治体の特性（地域、規模など）を活かした新たな取組
 - ・ 過去は老朽化、故障により同じものを入れ替えていたが**負荷、使用頻度などを考慮し更新計画を立てる。**
 - ・ 老朽化更新について**アセットマネジメントの原単位管理から更新計画を立て、計画的な更新を行う。**
 - ・ 内部で設備更新の計画を立てていたが**民間のノウハウを取り入れ(ESCO)更新計画を立てる。**
 - ・ 施設の**統廃合を含むコンパクトシティ化**を目指した事業計画に基づく導入事業。

等

様式第1 別紙2-1-1

2) 機器としての先進性

L2-Techの仕様（効率）を基準とした機器を採用する等

3) システムとしての先進性・モデル性

熱源・空調の例

- ・同容量の機種への更新では無く、現状の負荷の測定からダウンサイジングを実施
- ・熱源（大温度差）+ポンプ（変流量制御）+空調機（外気導入量の適正化）などのようにシステム全体での効率化検討の実施。

照明工事の例

- ・タスク・アンビエント方式の導入により更なる効率化を図る。
- ・照度基準の見直し、照度基準に沿ったLED照明の台数、配置を照度分布から計画実行する。

エネルギーマネジメントシステムの例

- ・クラウドBEMSを導入し面的な管理を行う。

様式第1 別紙2-1-1

< 5. 実施体制等 >

1) 実施体制

- * 事業の進捗管理や経理等の体制を記入すること。
「補助事業の取りまとめは環境課、契約手続・事業執行は○○課の職員がそれぞれ担当する。」など。
- * 共同実施を行う場合には、工事終了後においても補助対象設備の維持管理、運用改善によるCO₂排出削減、CO₂排出削減効果の把握を含め、代表事業者（リース会社等）と共同事業者（地方公共団体等）との連携体制及び役割分担についても記入すること。

2) 資金計画

- * 年度ごとに別紙2-2 経費内訳「(1) 総事業費」を支払うための予算計上額
(補助金・起債・一般財源等の各金額) を記入し、予算書の該当箇所の写しを添付すること。
- * 複数年度の場合も含めて、現時点における予定でも可。
その場合、予算書の写しは添付不要。

様式第1 別紙2-1-1

<6. 事業実施に関連するその他の事項>

1)補助事業に関連する 国のモデル事業等への選定状況

* 政府の次の事業において環境分野での指定（認定）等された事業であるか。

- 環境モデル都市・環境未来都市・地域活性化モデルケース、エコスクール・プラス事業等
- 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域における事業であるか。
- 申請する自治体が「COOL CHOICE」に賛同しているか。
- その他、再生可能エネルギー関連（バイオマス産業都市等）

以上に該当する場合は、その旨を記入するとともに、その証明書の写しを添付すること。

ただし、期限切れ又は取消しされたものは除く。

* 特になければ「該当なし。」と記入すること。

様式第1 別紙2-1-1

2) 他の補助金との関係

- * 別紙2-2 経費内訳「(1) 総事業費」の支払に他の補助金（グリーンプラン・パートナーシップ事業で採択され、その普及方針に位置付けられた事業や廃棄物焼却施設に係る循環型社会形成推進交付金など）を用いる予定があるかを記入すること。
- * 該当しない場合は、「該当なし。」と記入すること。
- * 庁舎以外の施設で補助申請をする場合は、他の補助制度があるかを確認し、「確認済み。」と記入すること。

3) 許認可、権利関係等の調整状況

- * 事業の遂行上、許認可や権利関係の調整が必要となる事項（水利権に係る利害関係者との調整、系統連携に係る電力会社との調整など）があれば記入すること。
- * 該当する事項がある場合は、当該調整が進んでおり、事業の遂行上問題がない旨を記入すること。
- * 該当しない場合は、「該当なし。」と記入すること。

様式第1 別紙2-1-1

< 7. 事業実施スケジュール及び補助金希望額 >

1) 事業の実施スケジュール

* いずれも空欄不可。

* 事業が複数年度にわたる場合は、年度ごとにそれぞれ記入すること。

(複数年度にわたる事業を希望する場合)

* 事業を複数年度にわたって実施しなければならない理由を記入すること。

(交付申請の時期)

* 応募締め切り後、1か月程度で採択・不採択通知を行うので、それから交付申請を行うことを踏まえて記入すること。

(入札・契約の時期)

* 現在予定している契約方式（一般競争入札、指名競争入札プロポーザル方式等）を記入し、それに基づく公告予定日・指名通知予定日等を考慮して記入すること。

様式第1 別紙2-1-1

(工事契約の履行期間)

* 事業完了(支払完了)が当該年度の2月末であることに十分留意すること。

一括発注は、その理由が明確で必要不可欠の場合以外は認められない

例1) コージェネレーション本体の製作期間が6カ月掛かり、その後の設置工事期間を含めるとトータルで10カ月程度掛かるため単年度での事業完了が困難なため。

例2) 庁舎新築での取組であるため、建築工程に沿って実施していくことから単年度での事業完了が困難なため。

2) 補助金所要額 (別紙2-2を記入)

* 別紙2-2に記載されている補助金所要額を転記すること。

様式第1 別紙2-3 カーボン・マネジメントの推進方針

1. 事務事業編の策定状況等

1) 事務事業編の策定状況

* いずれかに○を付けた上で、策定期間等を記入すること。

策定済み（策定期間：平成 年 月）

策定に向けて検討中（策定予定期間：平成 年度）

2) 対象事業の事務事業編における位置付け

* いずれかに○を付けること。

位置付け済み

* 事務事業編における該当ページを記入すること。

位置付けに向けて検討中（策定/改定予定期間：平成 年度）

* 位置付け予定期間は原則として2年以内とすること。

検討中であることを示す補足資料（庁内の検討体制図、庁内会議の開催実績（日時、議事が分かるもの）等を想定）を添付すること。

* 当該地方公共団体におけるエネルギー起源CO₂削減に資する具体的な（重点）推進事項の名称、概要等について検討進捗状況を記入すること。

様式第1 別紙2-3 カーボン・マネジメントの推進方針

2. カーボン・マネジメント体制の整備計画等

1) カーボン・マネジメント体制の整備計画

* 継続性、実行性を考慮し効果的な計画を具体的に記入すること。

* 事務事業編の該当ページの写しなどの根拠資料を添付すること。

* ISO14001、エコアクション21、KESなどの第三者による環境マネジメント認証取得があれば、その認証の名称を記入し、証明書の写しを添付すること。

2) カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

* 貴団体が先進的・モデル的と考える本申請事業の取組やそのカーボン・マネジメントについて、申請者の管内における地方公共団体や民間事業者等又は全国の地方公共団体に普及させる方針を具体的に記入すること。記入に当たっては、単なるウェブサイトでの普及啓発だけでなく、出前講座の開催など具体的かつ確実性のある手法を検討してください。

* 実績がある場合は、その根拠資料を添付すること。

様式第1 別紙2-3 カーボン・マネジメントの推進方針

3) 補助対象施設・設備に対する運用管理体制

* 本申請事業で導入した設備効果の確認や導入設備を含む当該施設の適切な省エネ効果の維持管理方法について記入すること。記入に当たっては、定期的な確認項目、その管理体制やスケジュール、メンテナンス計画などを具体的に明記すること。

3. 事業実施によるエネルギー起源CO₂排出削減以外の効果

* 生物多様性保全効果、地域活性効果、雇用促進、高齢化・少子化社会への対応、（民間事業における）防災拠点としての貢献、地域資源を活用した産業活性化等の地域課題を解決する方策といった内容を記入すること。

問合せ先

本公募の内容に関して質問のある方は、以下の内容を記載の上、「一般財団法人 環境イノベーション情報機構」まで電子メールをお送りください。

件名：平成29年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に関する問合せ

- (1) 所属・氏名
- (2) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- (3) 対象事業（第1号事業又は第2号事業）
- (4) 質問内容

送付先メールアドレス：jigyo-0@jigyo.eic.or.jp